

令和3年9月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和3年9月29日(水) 開会 15時00分 閉会 16時10分

2 場 所 福井市役所本館8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 松倉 伸雄
教育次長 坂下 哲也
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 坪川 修一郎
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課 山本 桂一郎
青少年課長 松田 玲子
スポーツ課長 中嶋 靖利
文化財保護課長 天谷 賢一
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛
教育総務課 主幹 藤井 由文

4 議 題

議 案

- 第19号議案 福井市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
第20号議案 福井市社会教育功労者表彰について
第21号議案 市指定文化財の指定解除について

報 告

- (1) 9月定例市議会の報告について

5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ
(2) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 木村 敦子 委員
(3) 議事の要旨

教育長

第19号議案 福井市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局
(教育総務課長)

学校体育施設の開放について、市民のスポーツ活動の場を提供するという趣旨のもと、小学校では昭和57年度から現在49校、中学校については平成7年度から現在18校で体育館の開放を行っている。

令和元年まではスポーツ課の所管であったが、令和2年度から教育総務課の所管とした。

まず体育施設の開放について、現行の制度は体育館のみが対象となっている。また、開放時間については日曜日を除く、週5日間で開放を行っている。曜日は、学校によって異なり、例えば水曜日と日曜日が休みで、残りの月、火、木、金、土の5日間を17時から21時まで使用している学校がある。

地元が運営委員会という組織を設置し運営を行っている。残りの2日間は、目的外使用許可という制度により、同じ体育館が使えるようになっている。

この制度の弊害は、例えば同じバドミントンをするグループが学校開放の中で、火曜日と水曜日に使い、その団体が土曜日あるいは日曜日に使いたい場合、学校開放の申込と目的外使用許可の申込の両方を行わないといけない。

この制度の簡素化を図り、利用者の負担軽減を行いたい。まずは現在、週5日の開放制度を週7日間に変更する。また、時間に関しても、小学校については17時から21時、中学校については19時から21時であったが、朝方の6時30分から8時と言った時間帯を加える。校庭の目的外使用許可についても、例えば校庭の利用で申し込んでいる方が、雨が降った場合に体育館も利用したいという場合は、今まで両方の制度に申込する必要があったが、そうしたものを1本化したい。

こうした内容の改正を10月1日から行うため、開放に関する規則の一部を改正させていただくものである。

また、要綱の内容等には直接関係ないが、現在、学校開放にあたっては地元の運営委員会という団体の中に管理人を置き、管理人が鍵の開け閉めを行っている。ただ、鍵の開け閉めに関し、鍵の収受をする際にコロナの接触感染が気になるという話や管理人の高齢化が進むものの、担い手がいらないということがある。今回、利用時間の変更と合わせ、管理人の負担を減らすという観点から、体育館の出入口に新たにキーボックスを設置し、キーボックスから鍵を取り出して、使えるような制度に変更させていただく。

また、その際には防犯のことも考慮し、防犯カメラを設置して鍵の管理を行うこととする。

教育長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問があればお願いします。

春木委員

目的外使用とは、具体的にどんな活動があるのか。また、各学校に申し込むことになるかと思うが、窓口とか許可は誰が出すのか。

事務局
(教育総務課長)

目的外使用許可は、学校の運営時間以外の時間において、体育施設あるいは教室、校内にある会議室を使いたいなど、目的は何でもよく、学校開放以外の時間については、目的外使用という許可になっている。それについては学校を經由して、教育総務課に許可手続きの書類が届き、教育総務課がその内容を判断して許可をするようになっている。

これまでのスポーツ団体の定期的な利用が学校開放の方にかなり移行するので、今回、目的外使用許可での手続きがかなり減るのではないかと考えている。

教育長

学校はだいたい教頭先生が受けている。とりまとめたものを教育総務課の方に
出している

使いやすくなった、使いやすくしたという状況かなと思う。使える時間も増えた。鍵も暗証番号で開けるのか。

事務局
(教育総務課長)

箱の中に電子錠のついたキーボックスがあり、暗証番号を押すことでキーが開いて、中の鍵を取り出すことになっている。その暗証番号は、学校の方で設定してもらい、学校の方から使用する団体が聞いて開けるという形になっている。

教育長

他に何かあるか。

事務局
(教育総務課長)

20年から30年くらい同じ制度でやってきたものを今回かなり変更することになるので、10月から半年くらいはいろいろトラブルとか改善点が出てくるかも知れない。

来年4月までにはそういった課題も聞きながら使いやすいよう、あとは手続きの簡素化が極力できるようにしていきたいと考えている。

教育長

よろしいか。特に他になければ、第19号議案については原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

それでは原案のとおり承認することとする。

教育長

続いて、第20号議案福井市社会教育功労者表彰について、事務局より説明を
求める。

事務局
(生涯学習課長)

この表彰は、教育委員会表彰規則第2条第1頁の規定に基づくものであり、今回36名を表彰したいと考えている。表彰の基準は、資料の記載のとおり、公民館職員以外については、委員会や各種団体での役職の在籍年数3年以上、公民館職員については、館長が4年以上、主事が8年以上となっている。また、社会教育功労者表彰については、教育委員会表彰のほかにも市長表彰があり、参考として市長表彰者も記載している。

教育長 　　ただ今の説明について、何か御質問、御意見等があればお願いします。

教育長 　　なければ、第20号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

　　— 異議なしの声 —

教育長 　　第20号議案については、原案のとおり承認する。

教育長 　　次に、第21号議案 市指定文化財の指定解除について、事務局より説明を求める。

事務局
（文化財保護課長） 　　提案理由は、令和3年9月7日付けで市指定の文化財が県文化財の指定を受けたためである。これについて、文化財保護条例施行規則第5条第1項2号の、教育委員会は文化財保護法または福井県文化財保護条例の規定により指定を受けたとき指定を解除する、という規定に基づいて、教育委員会の議決を求めるものである。

　　今回市指定の解除を求める文化財は、木造薬師如来立像である。福井市高尾町の薬師神社に安置されている。鎌倉時代の初期の作と考えられている。昭和46年8月1日に足羽町指定文化財となり、その後福井市指定文化財として引き継いだ。平成元年9月に県の文化財保護審議員が改めて調査に入り、今回、県指定の運びとなったものである。

　　今回、同じく令和3年9月7日付で県指定の文化財指定を受けたのが、松喰鶴鏡である。福井市中手町の樺八幡神社に現在する大型の鏡である。これは新規の県指定文化財である。

　　これにより、福井市内の県指定文化財は58件、国指定と市指定とを合わせると福井市内の指定文化財総数は193件となった。

教育長 　　ただ今の説明について何か御質問等があればお願いします。

教育長 　　指定解除となったのはこの薬師如来像だけか。

事務局
（文化財保護課長） 　　そうである。

教育長 　　松喰鶴鏡については新たに指定されたものか。

事務局
（文化財保護課長） 　　県が新たに指定した。

教育長 　　中手町とはどこにあるのか。

事務局
(文化財保護課長)

旧美山町にある。

教育長

他になければ、第21号議案につきまして原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第21号議案について、原案のとおり承認することとする。

教育長

報告事項に移る。報告(1)9月定例会市議会の報告について、事務局から説明を求める。

事務局
(教育部長)

報告(1)9月定例会市議会について説明ならびに報告させていただく。9月定例会市議会は、8月30日から9月22日の24日間の会期で開催された。教育委員会関係の議案について、令和3年度福井市一般会計補正予算として、その予算の議案中、教育委員会の内容については、8月の定例教育委員会でも概要を説明させていただいた。1つは成人式感染症対策事業、来年の成人式の際にモニターをつけるとか検温とか感染防止の機器を充足するもの、それから、もう1点は社北小学校の学校給食調理業務委託事業の2点であった。いずれも9月22日の議会最終日に、原案のとおり可決された。

— 以下、一般質問及び予算特別委員会の質疑の要旨を説明 —

教育長

ただ今の説明について、何か御質問等はないか。

春木委員

19ページの公民館について、福井市の場合、小学校区に1公民館ということになっているが、それが維持できるような、例えば、担う人材の供給源が十分にあるのかどうか、今、どういう風に考えているのか。

事務局
(生涯学習課長)

公民館の人材については、地区に館長や主事の公募をかけており、今のところ応募がなかったという事例はない。ただ、年度の途中に急に辞めた職員を補充するときには、やむを得ず地区外からの応募者しかないという場合もある。基本的には、地区のことを分かっている方をお願いしたい、と考えている。

また、選考するにあたり、地区の公民館運営審議委員が選考委員になり、その応募者が適当かということをご判断いただきながら、選考を行っている。

少なくとも現状では、今の体制で維持していけるものと考えている。

春木委員

1小学校1公民館という体制も維持できるか。大丈夫か。

事務局
(生涯学習課長)

大丈夫である。

事務局
(教育部長)

1 小学校に1 公民館ということについては、福井市の公民館の大きな特徴だと考えている。学校が身近にあるということで、そのおかげで公民館とつながっているというのが本当に誇りだと考えている。これについては、市長も教育長も議会などで、これはしっかり維持していくという答弁をしており、この方向で継続させていただく。

教育長

これについては学校の数に関係なく、今の現状の公民館は維持していこうという方向である。

多田委員

3 ページの上のほうに、コロナの陽性者が出た場合で、学校の臨時休業が長期化した場合、土曜日や休業日に授業日数を確保することでということで計画されているようだが、コロナの場合は、クラス閉鎖みたいなことはないのか。1 人出ると学校すべて休業ということで考えてよろしいか。

教育長

今の体制は、1 人でも陽性が出ればまずは全部休校にして全学年一応待機させる。その間に何をするかというと、保健所がその子の前2 日間の行動履歴を調べて、どの範囲にPCR 検査をしなければいけないかを特定した上で、できたら翌日にはPCR 検査をする。その結果がもう1 日かかるので、最低2 日くらいは止めないといけない。その上で、全員が陰性であれば翌日3 日からは、全部学校を再開する。その中でまた特定の子が出れば、今度は関係のない陰性だった学年は始めるが、その学級だけは止めるとかっていう判断になってくる。そんな形で段階的に動いているというのが現状である。

多田委員

そうすると、土日に授業日を振替えるというのは、クラス単位ということになるのか。

教育長

基本的には、今みたいに2、3 日くらい休んだとしても、全体的な授業日数の余裕はまだある。今年は、長期的な休みは取られていないので、今のところ、多少短い期間休んでも授業日数が足りなくなるということはない。

でも、土日の振替というのは、例えば学校全体を2 週間丸々止めないといけない状況になったときには、まずは長期休業を少し削ってでも授業日数を確保するというのが第一段階になる。

個別に、例えば学級だけで1 週間止めないといけないということになったときは、オンラインを活用するかもしれないし、その学級だけ土曜授業に振り替えるということも考えられる。今のところはそういう状況はないかと思っている。

基本的には振替は学校単位、学級単位になる。個人で2 週間休む場合、濃厚接触者になったら2 週間は来れないので、その子は家庭にタブレットを持ち帰って

授業を見てもらう。その際、家にWi-Fi環境がなければ、先ほどの話モバイルWi-Fiのルーターを貸し出すという体制になる。

多田委員

それについても質問しようと思っていたが、その準備は進んだのか。

事務局
(学校教育課長)

特に家庭にWi-Fi環境がなくてオンライン授業が受けられないというような方が濃厚接触等で長期欠席になった場合は、ルーター等の貸出をする。できるだけその授業を受けられなかった期間にお子さんが困らないように今やっているところである。

教育長

県がWi-Fiルーターを持っていて、それを貸してもらい、通信費を市のほうで持つという形になっている。すでに1名利用されている。

家庭にWi-Fi環境がないというのがどこまでのレベルかということになるが、ひかりとかケーブル回線であれば無制限であるが、例えばテザリングして使う場合、どうしても制限や上限があったりすると大変になる。そういう場合にはこちらからルーターを貸した方がよいという感じである、

調査では、全生徒全家庭のうち、90%程度はインターネット環境があると答えているが、ひかりとかケーブルのように無制限に入っている家庭は約85%、残り15%は親の携帯で自分の携帯を見ている。無制限で契約していれば問題ないが、無制限でなく、保護者の携帯しかない場合には難しい。その場合は、貸し出すという感じである。

教育長

その他はいかがか。

多田委員

もう一点あるが、給食センターに関してそのPFI手法でその契約が15年という期間が長いのではないかという意見が多いように見えた。その中で、23ページの真ん中あたりに、その事業者が倒産したりすると、貸し倒れを防ぐために市と金融機関が直接協定を結び、事業の変調が見られた場合には、とあるが、入札のときに言っているのか。

事務局
(保健給食課長)

4月に入札公告を行ったが、あらかじめこういった協定を結ぶことも前提に伝えてある。

教育長

そもそも、銀行がモニタリングをかけているので、この会社が危ないと思ったら、早めに資金融資もするかと思われる。貸し倒れになってしまうと駄目である。それは、契約条項に掲載している。

教育長

その他はいかがか。

宮郷委員

13ページの県立高校入試の2月前倒しについて、これはコロナ禍で今年が2月に実施するだけでなく、今後も2月になっていくのか。

教育長 今後、2月になる。

宮郷委員 2月になったということに対して、3月までの期間をどうするのか、という質問ということか。

教育長 そうである。

宮郷委員 福井県は2月に進路が決まるということになるのか。

教育長 そういうことである。来年の2月末には県立入試までにすべて終わってしまう。

宮郷委員 中学校3年生まで習うことの途中で受験を挟むことになるのか。

教育長 そういうことになる。

宮郷委員 試験範囲はここまでと、一旦試験して可否を出してから更に残りを勉強して期末テストという感じになるということか。

教育長 そうなる。

教育長 期末テストをいつやるかは学校によるが、高校の入試範囲はかなり前倒しになると思う。少なくとも1月いっぱいまでに習った範囲ということになると思う。今だと、私立入試とおなじようになる。

私立入試と県立入試の期間はほとんど一緒なので、合格発表があつて、翌日に志願変更してその後入試になる。2月16、17日に県立入試が来てしまう。私立入試は日程的にあんまり変わっていない。2月5日とか6日とかになる。県立の合格発表は2月25日になる。

入試以降については、学校によってどうするか。また、卒業式をどうするかという話になってくる。基本的には、これまでと似たような日程でやらないと、入試が終わったあとにはやり残している学習がある程度残るので、そこは授業をしてもらわないといけない。

宮郷委員 コロナ禍で授業が遅れて、さらに受験が早まって範囲は決まっている、という話になってくるということか。

教育長 そういうことになる。あまり長期に休業すると、授業が追い付かない部分がでてくると思う。そのときには、土曜日に授業をするなどして入試範囲にいくようにする。これはコロナ禍だから2月にするのではなく、これからはこの日程でいくと思う。

教育長	他はいかがか。
宮郷委員	先ほどのオンライン授業の話だが、準備をしていると書いてある。オンライン活用している学校もあると思うが、これは学校の先生とか、学校の裁量で変わってくるのか。
教育長	基本的にはどこの学校でもできる。物理的にはどこでも可能であるし、ある中学校でも長期に休んでいる子にタブレットを与えて授業を見せるということもすでにやっている。
宮郷委員	不平等なく、どこの学校もできるということか。
教育長	G I G Aスクールを整備した段階で、ハードウェア的には完了する。家にW i - F iさえあればオンライン授業を受けることはできる。家にW i - F iがない場合にどうするのかということで、先ほどのモバイルルーターを貸し出しすることになっている。
教育長	他はよろしいか。何かあれば直接担当に聞いていただければいいかと思う。
教育長	以上で審議事項は終わったが、他に何かあるか。
事務局 (スポーツ課長)	オリンピックで金メダルを獲得した選手、吉田選手、栗原選手について、国際大会における福井市スポーツ選手優勝等報奨金支給要綱に基づき、報奨金を支給する。金額については、県に合わせた額で支給する。
教育長	他によろしければ、事務局から次回の日程についてお願いします。
事務局 (教育総務課 課長 補佐)	次回の定例教育委員会について、10月27日(水)15時から、場所は福井市役所本館8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和3年10月27日

署名委員 春木 伸一

署名委員 木村 敦子

会議録作成職員 藤井 由文